

S J C D の 基 本

(診査・診断)

平成18年4月25日

吉永 修

私たち歯科医師は患者が来院すると、まず主訴に対しての処置を行う。次に総合的に審査・診断し、患者固有のトリートメントプランを立てる。もちろん、患者がそのプランをすべて受け入れるとは限らない。私はそのことに以前より、疑問を持っていた。私たちが診断したプランを受け入れず、自己主張した患者の再治療を短期間のうちにおこなう場合があることに。保険つまり税金の無駄遣いではないかと。もちろん自分の身体であるわけだから、決定権は患者にある。だったら、自己責任の下に私たち専門家の診断を受け入れなかった部位の再治療は保険を使えないようにすべきではないかと思っていた。

今回の保険改正を見たとき、この疑問が解決できているのではないかと思った。今回の保険改訂を改悪と多くのデンティストは言っている。しかし、患者サイドからみると、また国政からみると改正ではないだろうか。今まで行ってきた保険請求を国民に開示したとき、国民はどう思うだろうか。一億円献金問題以上に非難を浴びるのではないだろうか。私たちはいい加減な保険制度に甘えていたように思える。

S J C Dで学んできたことを当たり前に行えば、なんら問題ないように私には思える。会員である皆さんはどう思われますか。私はS J C Dで学んできたことが、厚生省に認められたことに感謝する。もう一度S J C Dの基本的な医療を考え、基本に忠実になりましょう。S J C Dで学んだ診査・診断・シークエンシャルトリートメントを忠実に行えば、何も問題はないはずです。そして私たちの診断を無視した患者は、自己責任の下に再治療を受けるべきです。今までは勉強している先生も、していない先生も同じ評価しかありませんでした。しかし、今後はまじめに研鑽を積んできた先生方の時代なのです。大いに喜びましょう。やっとなんか、私たちが国が評価してくれたのです。

今回一例として、私がS J C Dで学び臨床で行っている診査・診断の方法を述べさせていただきます。皆さんの参考になれば幸いです。